

午前11時10分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、3番佐々木明子議員の質問を許可します。3番佐々木明子議員。

（3番佐々木明子君登壇）

○3番（佐々木明子君） おはようございます。今回で3回目の一般質問になりました。まだまだ緊張しております。どうぞよろしく願いいたします。

けさ、議会に参りますときに、筑後川を見てまいりました。思ったほど水位が上がっておりませんでしたので、きのうの雨は大したことなかったのかなと思っておりましたら、参りましたら、杷木地域で松末で五十何ミリ、高木のほうで六十何ミリ、災害も3件ほど起こると。やはり安心してはいけないんだなと思いました。

熊本の地震も、熊本の方にとりましては、お見舞い申し上げるところではありますが、災害はいついかなるときに起こってくるかわかりません。今回の一般質問でも、防災に関して質問される議員が数名おられますけれど、私たち、防災について、計画的に市民の皆様の安全安心を図っていかなければならないと肝に銘じたところです。

ただいまからは、質問席にて質問を続行させていただきます。

（3番佐々木明子君降壇）

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 通告に従いまして質問いたします。

まず、子どもの貧困対策についてです。

ことし3月の定例会で大庭議員が、子どもの貧困防止について質問されました。その中で、貧困防止のため、市として取り組むべきことは、総合的に検討し、実施するために、コーディネートしていく課が要るのではないかといろいろな質問をなされました。

それに対して保健福祉部長は、貧困の対策として必要な支援が、教育、生活、就労、経済的なものと多岐にわたっております。教育課、子ども未来課、福祉事務所等、課を越えての連携が必要と考えている。子ども未来応援金を使うなりして、実態調査もすることも重要だと答弁されております。

また、市長におかれましては、貧困対策として、生活困窮者の確認、把握、支援ニーズの把握、そのニーズに対応する地域支援を数量的に把握する行政機関、企業、自治会等の連携、協働を念頭に整備計画の策定を行う事業を想定していると答弁されております。

質問いたします。平成28年度における子どもの貧困対策の連携の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 3月に続きまして、子どもの貧困対策についてということで御質問でございますが、子どもの貧困対策という問題が以前からございました。新聞報道等で近年話題に上げられている中で、貧困問題について、主管の課があるかという

話が前回も出てまいりましたが、主管課というものはございませんでした。それぞれケースごと、また内容ごとに、それぞれの課が相談に応じ、支援をしてきた経過がございます。

前回の3月議会でも答弁いたしましたように、さまざまな支援が必要でございますので、さっき議員がおっしゃいました、教育課、子ども未来課、福祉事務所等と関係各課が連携して取り組む必要があるというふうに答弁をさせていただきました。

関係各課の連携について、本年度に入りまして、生活困窮自立支援の関係もございまして、それとあわせて貧困対策の担当課、11課が集まりまして会議を今第1回目を開いたところでございます。

あと、先ほどもおっしゃいました、貧困対策に関する施策については、もう既に貧困対策ということに特化した事業というものはしておりませんで、それぞれの担当課が、例えば保健福祉部であれば、保育所の保育料の軽減とか、あと児童扶養手当の支給とか、それぞれにそれぞれの課がやっておりますので、そういう情報をまず共有することが先決ではないかということで会議を持ってるところでございます。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） より強い連携を進めていくことをお願いいたします。

先日聞いたんですが、その方は以前、事情がありまして母子家庭になりました。一生懸命働いておりましたが、生活は苦しかった。あるとき同僚の方に、子どもの援助のシステムが、就学援助があるということを聞いて、そのときすぐに自治体に相談に行ったそうですが、もっと早くそういった情報が得られていれば、子どもに学級費のこととか、給食費のことで嫌な思いをさせなくてよかったと言っておられました。もちろん朝倉市ではございません。

朝倉市でも、今、アンケート調査が行われておりますが、その中に、すごくうれしい文章がありました。市役所に手続に行くと、自分は動かずに、次々と担当の人が来てくれて、すごく助かった。これこそワンストップ、朝倉市が求めていたことだと思います。

こういった生活困窮者に対しましても、1つの課に行けば、いろんな情報をその人に教えてつないでくれる、そういうことが市民のニーズに合っておって、必要なことかと思っておりますので、今後ともよろしく願いしておきます。

次は、就学援助についてです。

12月でも質問しておりましたけれど、就学援助の受給者数、平成25年は658名、26年は660名、27年、それからことしの状態はいかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 朝倉市の準要保護の世帯への支給状況ということですが、平成27年度は、小中学校の合計で669名支給しております。これは、全体の約16%に当たるものです。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 平成28年度はまだ集計が終わってないのだろうとは思いますが、わかりますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 現時点では、まだ申請の段階でございますので、人数としましては700名申請をされております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 年々、児童数は減っているのに受給者数がふえている。その原因について、いかがお考えでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 考えられますことは幾つかあると思いますが、一つは、生活の実態でありますとか、そういった状況が困難な方が多くなってるということ。それからもう一つは、周知をかなり徹底をいたしました関係で、広く申請することが今できておりますので、そういう意味では、対象者がたくさんふえたということだと思います。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 受給者数がふえた、生活困窮者がふえた。確かに今回の調査をするに当たりまして、各小学校、今度は6校ほどしか回っておりませんが、調査してまいりましたけれど、その中で校長先生が言われたのに、周辺部であって3世代同居が多い地区ではあっても、年々アパートなどがふえまして、ひとり親がふえていったのが、それも一因ではないかということもおっしゃってました。先ほども言いましたように、児童数は減っていても困窮者が少しずつ少しずつふえていっているというのが朝倉市の現状ではないかと思っております。

次に、準要保護世帯の認定基準についてですが、朝倉市の場合、大人2人、子ども2人の基準世帯で300万円。これは、課税所得300万円以下の方を認定基準になさってるとお聞きしました。上を見れば切りがございません。多いところでは400万円近いところ、下を見れば120万円、確かに差はあると思います。しかし、困っている親、たくさんふえております。

先日、ある学校の後援会に行っていました。後援会総会に行っていました。何と、私たちが親のときには、後援会の寄附金というのは、ほとんどが図書に充てられておりました。図書の本ですね。ところが、何と驚くことに、ドリル、テキスト代に、わずか80名ぐらいの児童数の学校に17万円ぐらい使っておりました。その学校は、後援会がそういったお金出していますから、少しはそういった困窮者にも助けになるんでしょうけれど、校長先生にお聞きしたところによりますと、いろんな教科、特に中学生の場合、英語なんかでは二、三冊のテキスト、ドリルが必要だそうです。大抵1冊2,000円とかするそうです。

そういった費目は、もちろん要保護世帯の子どもたちには支給はされてはおりますけれ

ど、年間を通じますと、まだまだ足りないような状態にあるとは思いますが、ですから、300万円ですが、それは1.2倍だと思います、生活保護世帯の。できましたら、この今の状況を見て、わずか0.5でも上げていただきたいと切望するところですが、いかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） この基準につきましては、幾つかこれまで改正等が行われておりまして、まず平成25年度に生活扶助基準というのが改正されまして、その基準を適用させますと、就学援助制度の認定基準というのが額が下がることになります。

そのため、朝倉市としましては、これまでの対象世帯に不利益が生じないようにという判断で、25年度の前の、改正前の手厚いほうの生活扶助の基準を適用し続けております。

それからまた、準要保護の認定基準につきましては、朝倉市に合併するときの協議事項でもございました。このときに調整する中身で、認定基準が旧市町ごとに違っておりました。生活保護費の基準倍率では、旧甘木市と旧朝倉町は1.2倍、それから旧杷木町は1.3倍を使用してましたが、その中身、生活保護基準額、加算額等の算定方法の違い等がありまして、実際1.2を使っていた甘木市のほうは1.3の基準よりも高い水準ということで、中身がそのときわかっております。つまり、対象世帯は多くなりますので、旧甘木市の認定基準というのを採用することにいたしました。

そして、その基準ですが、福岡県内の状況では、朝倉市の認定基準は中ほどであるということでございます。ですので、現在、現行のまま、この1.2の認定基準を使用していきたいというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 私も調べまして、朝倉市が決して低いほうだとは思っておりません。どちらかという、生活保護費が削減というか、少なくなっている自治体が多い中で、実質的に下がっている自治体が多いことも存じております。その分、朝倉市は頑張っているということもよく存じておりますが、朝倉市の子どもたちの未来のために、宝のために、できるだけ頑張って、少しでも上げていただきたいと思えます。

次に、補助費目に行きます。

朝倉市においては、補助費目といたしまして、学用品費とか、通学用品費とか、いただいておりますが、文部科学省の発表によりますと、そのほかにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、そういうものも地方交付金の中に算入していると発表してあります。できましたら、その分も入れていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 就学援助の支給項目についてというお尋ねだと思いますが、現在、本市の準要保護の世帯への支給項目は、まず新入学児童生徒学用品費、これは新1年生ですね。それから、通学用品費、それから学用品費、これは2年生以上です。それから、校外活動費、修学旅行費、給食費、通学費、医療費、扶助費などがございます。

この支給対象項目につきましては、支給対象項目と支給額につきましては、市町村ごとに定めるようになっております。これも朝倉市の合併協議のときに決められたものを現在使っているわけです。

今おっしゃいましたように、クラブ活動費やPTA会費、生徒会費、これを文科省のほうで通知をしたということで、現在、全国的に見たら10%程度の学校について、この3つを追加したというのはございますが、朝倉市としましては、現行の状態で維持していきたいというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 全国的に見て10%ぐらいしか払ってないということもわかっておりますけれど、だからこそ朝倉市が出せば、朝倉市が住みやすい市になると宣伝できると思います。特にクラブ活動費などは、最近のクラブ活動というのはかなりお金が要ります。ですから、貧困家庭においては、とてもクラブには入れないという方も、子どもさん方もふえていると思いますので、よろしくそのところはお願いいたします。

費目の中で入学準備金のことを12月にもお願いしておりましたけれど、入学準備金の前倒し、福岡市が12月に補正を組んで、3月に支給しております。わずか、わずかじゃありませんね、小学校で2万470円、中学校で2万3,550円。執行部の皆様におかれましては、まだお孫さんもおられないかもしれませんが、ランドセルは高うございます。それから、中学校に入学するときの制服なんかも高うございます。できるだけ、そういった家庭の財政を応援するためにも、福岡市でできたことです。まだ今は6月です。頑張って、3月の支給に向かって努力していただけないでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修寛君） 入学前の支給についてのお尋ねですが、まず現状で申しますと、申請受け付けの締め切りを4月末日としております。所得認定作業をしながら、学校を通じて保護者へ支給するのが、現状では7月上旬になります。これは、前年度の所得金額が認定作業の基準額となりますので、その所得額がわかるのが当該年度の6月ごろになります。そういったものもございます。

仮に朝倉市で入学前支給を導入するとした場合、幾つか課題等が考えられます。まず、周知の方法や申請受け付けをどうするのか。それから、所得判明の方法と、そのためのシステム改修が可能かどうか。それから、費用の問題ですね。それから、年度末と年度初めの業務多忙時期のときの業務を行うための人員の配置。それから、返還の必要がある場合の対処に係る事務量といったものが予測されます。

以上のことから、現時点では導入する考えは持っておりませんが、今後の検討課題としては、課題として受けとめたいと思っております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 今のお答えは、それはそれでもっともかもしれませんが、

先ほどから言いますように、あの大きな福岡市が補正を組んで、そして1月の調査で3月には支給をしてるんですよ。朝倉市ができないはずはないと私は思います。行政の皆様の努力があれば、何とか解決する問題ではないかと思えます。努力をよろしく願いいたします。

次に、周知方法です。

これも12月に質問しておりました。以前のお知らせでは、具体的な援助内容が書かれているか、目安額、所得の基準が示されているかについてお尋ねしておりました。今度、小学校に行きましたら、こういった内容の、きょうは間に合いませんでしたけど、お知らせを校長先生からいただいてまいりました。校長先生がすごく喜んでおりました。このお知らせ版はすごくわかりやすく、子どもたちにも配布しやすく、大人のもとにも届いてるんじゃないかと。ほかの自治体のお知らせも数点取り寄せましたけれど、朝倉市のほうは大分わかりやすく、改善されてると思えました。

ですが、まだまだ改善の余地があると思えますので、そのこの努力もよろしく願いいたします。

その中で、校長先生が言われてたんですが、在校生と申しますか、2年生あたりは、このお知らせ版である程度はわかるかもしれませんが。だけど、なかなか親のもとに届いていないのも事実だろうと、そういうことも言ってありました。だから、どうしたら親のもとに、このお知らせ版が届くかということも、また努力しなければいけない項目になると思えます。

それと、新1年生に関しては、保育園とか、幼稚園の保護者会で、こういったお知らせ版を配るとか、説明するとかなさっていただけませんかということも言われておりました。とにかく、先ほども受給者数が、こういった周知が拡大していったんではないかとおっしゃっていましたが、それは大変必要なことで、皆さんが知ることには本当に重要なことだと思いますので、そこ辺のところもお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 今おっしゃられたように、平成26年度までは広報とか、ホームページに掲載して周知を図っておりましたが、27年度からは、先ほども言われますように、全ての保護者に対して、この制度の周知を図るために、各学校でまずは入学説明会、それから在校生につきましてはPTA総会などを通じまして、この制度の説明文書を配布して周知を図っておりますので、かなりの認知度と申しますか、周知は図られたものだというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 実績が上がっていけば、財政的には大変になるかもしれませんが、明るい朝倉市の子どものために、ぜひよろしく願いしておきます。

次に、「朝食いきいきシート」配布についてお尋ねします。

「朝食いきいきシート」と言いましても、御存じでない議員の方も多いと思いますが、済みません、資料を作成するのがおくれまして、皆様のお手元に届けられませんでした。こんな資料です。ことし3月、県の教育振興部体育スポーツ課から、朝食の状況を記録する、この「朝食いきいきシート」を大塚製菓と協力で作成したということです。県内の大きな学校は直接、それから小さい学校などにおいては教育委員会などを通して配布されたということです。

目的としては、栄養バランスのよい朝食摂取の習慣化を図る取り組みの推進ということだそうです。ところが、久留米市教育委員会から、この内容が余りにもひどい内容。つまり、朝食をつくりたくてもつukれない親、食べたくても食べてこれない子どもの心情、そういうものを考えて作成したのかと。これは1カ月間記録するようになっておりますので。そういうことで、余りにもひどい内容なので、各小学校での集約はしないようにすると県のほうに連絡が行ったそうです。

すると、県のスポーツ振興課は、4月になって、活用上の留意点というのを各学校なり、教育委員会なりに送ったそうです。朝倉市教育委員会としましては、各学校にこのことにつきましてどのように対処しましたでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 確かに先ほど言われましたように、ことしの3月18日、この配布依頼が県の教育委員会のほうからありました。その後、4月25日に、同じく県の教育委員会から、その注意を促す指示がありまして、その中身は、そのことで他の児童と比べ合ったり、競い合ったりしないように配慮してくださいということで、学校の実態に応じた活用をすること。それから、今申しましたように、他の児童と比べ合ったり、競い合ったりしないように注意することなどを、校長を通じて各学校に伝えているところでございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 各学校を回りましたところ、意外とこの「朝食いきいきシート」は利用がなされていないみたいで、校長先生のお話によりますと、県PTA連合会で作成している「早寝・早起き・朝ごはん」という調査があつてるそうです。それに取り組んでおりまして、それで子どもの状況は把握できておるということを申しておりました。ですから、私は、そういうふう校長がきちつと言えるということは、それなりの対策もとることができるということだと思ひまして、少し安心したところでもあります。

だけど、校長先生の話によりますと、間違いなく、ちっちゃい学校でも、大きい学校でも、朝御飯を食べてきていない子は年々ふえていると。その子たちは、いらいらする、昼ごろになるとぼやつとしている。わかるそうです。ですから、何とかして、してはいけないようなこととして、この場では言えませんが、その子たちのおなかを潤したりもし

てるそうです。各学校の先生方の取り組みに敬意を表するところでもあります。

ところで、皆さんも聞き覚えがあるとは思いますが、子ども食堂というのがあります。久留米市では、今回、500万円の予算をつけて実施しております。事業を実施しております。北九州でも500万円かけてるそうです。

朝倉市の場合、子ども食堂をつくってまで朝御飯を食べさせなきゃいけないという状態にあるかないか、そこのところにつきましては、まだ定かではございませんけど、教育委員会を通じて、各学校、こんな「早寝・早起き・朝ごはん」などの集計などを取り組んで、実態を把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 今実態ということでございます。当然ながら、朝倉市でも「早寝・早起き・朝ごはん」の運動を行っております。基本的な生活習慣を身につけるための指導等も行っております。

それで、全国学力・学習状況調査の中では、朝倉市における朝食を食べる児童生徒の割合ということで、これは小学校6年生と中学校3年生を対象にいたしておりますが、平成27年度で申しますと、全国は95.6%ですが、小学校6年生ですね、朝倉市では92.3%ということで、若干低うございます。それから、同じく中学校のほうですけど、全国平均の93.5%に対しまして、中学校のほうも91.9%ということで、若干低うございますので、こういった活動は、また今後も必要な限り続けていくべきだというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） その件も子どものためによりしくお願いしておきます。

次に、放課後児童健全育成事業について質問いたします。

放課後児童健全育成事業、つまり学童保育ですね。1997年、平成9年に法制化されております。朝倉市は、平成26年の9月に設備及び運営に関する基準を定める条例を作成しております。それに向かって着々と運営されているところではありますが、昨年4月からは子ども・子育て支援制度、新制度ができて、市町村が実施主体の事業となったと通達があっております。

蜷城学童保育所もことし4月より、念願であった学童保育所が開設できまして、人数は11人と、まだ少のうはございますけれど、先日行きましたら、支援員の先生方と本当に仲よく表で遊んでおられました。

朝倉市における学童保育所の実態、現状について、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 朝倉市の学童保育所の現状についての御質問でございますが、議員おっしゃいますように、ことしの4月に蜷城学童保育所が新たに開設いたしました。

市内で学童の数と申しますと、蜷城も含めまして15カ所設置いたしております。それと、設置形態については、公設民営が14カ所、それと民設民営が1カ所でございます。それと、学童保育所の登録の指導員数につきましては、全体で92名で、学童を利用する子どもたちの数が全体で505名となっております。現状としては以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 今、505名とおっしゃいましたけど、先ほども言いますように、子どもの数は減っておりますけれど、学童に通ってる児童の数は年々ふえておりまして、今からもさらにふえていくだろうと思っております。

今回の質問するに当たりまして、学童保育所を訪問させていただきました。どの学童保育所も、行きますと、子どもたちが大体2時半ぐらいから3時半ぐらいの間に帰ってまいります。すぐ「ただいま」って大きな声で帰ってまいります。そうすると、支援員の先生方が「おかえり」と言って受けてくれます。すぐ宿題をしたり、外で遊んだり、いろんなことで放課後生活、親が迎えに来るまで遊んだり、勉強したりしておりました。

まず、施設を拝見させていただきましたけれど、学校内を使っているところが2カ所、それからあといろんな、学校の中に建物建ててあったりしてありましたけれど、朝倉市の場合も、長いところでは30年近くしてるところもあるでしょう。新しいところはきれいな施設ではありましたが、トイレが1つしかない施設もありました。1つですよ。二十何人、三十人近くおって1つです。50名以上のところでも2つしかありませんでした。秋月の学童に至っては、5時以降は廊下に出られないということで、体育館までトイレに行かなければいけない。雨の降った日は傘を差して行っているということでした。

それから、事務室を設置するようになっておりますけれど、事務室があるところが4つぐらいしかございません。あとは、広い部屋の中に、いろんな事務室だ、いろんな静養室だなどがございます。ですから、今は6年生まで行けるようになりました。ですが、6年生にもなりますと、いろんな機械に興味があります。パソコンだ、いろんなプリンターだを扱ったりするそうです。ですから、事務室の機能というものもつくっていただく必要があるんじゃないかと思いました。

また、一番新しい福田の学童保育所ですが、事務室はありました、静養室を兼ねて。静養室というのは、子どもが急病になったときとか休んでおくところなんですけれど、そこにクーラーの設備がございません。ことしはすごく暑くなる夏になるということです。クーラーがないということは非常に不便なことだろうとお聞きしたら、建物に穴をあけることができないから、クーラーを設置してはいけないと言われたと。

それから、塀もありません。ですから、東から上る朝日が午前中はすごく暑いんです。だから、自分たちで塀をつくると言っても、まだ許可もおりてないそうです。夏になりますと、子どもたちは1日おります。できるだけ子どもたちの過ごす環境をいのように、行政のほうも、いろいろと問題とか、制約はあるんでしょうけれど、そののところは何とか知

恵を出して、クーラーを取りつけるなり、トイレを少しふやすなり、いろいろ考えていた
だきたいと思います。

それと、学童保育所の支援員の数は、先ほど92名とおっしゃいました。支援員の
実態です。一番充実しているのはわんぱくクラブです。わんぱくクラブは、5つの学
童保育所、甘木、立石1、2、3、三奈木、そこが合併いたしまして、1つの200人
規模の大きな学童保育所になっております。そこで運営しておりますので、支援員
さんもちょうど充実しておりますし、そこにはきちんと専任の支援員の方もいらっ
しゃいます。

ところが、ほかのところは、回りましたら、自分がどういった立場の支援員なの
かをわかってある支援員の方も少のうございました。ただ、子どもが帰ってくる30
分前に来て、帰った後、その時間数だけ自分が働けば、支援員として働けばいい
んだと。そうすると、時間的に3時間半とか、4時間とか、すごく短い労働時間
です。それに対してもかなりのの方が不満を持っておりました。一生懸命頑張り
たいけれど、なかなかこんな少ない給料ではやっていけない。それと、労災保
険はございますけど、短うございますので、雇用保険の対象にならない方もた
くさんいらっしゃいます。もちろん社会保険もございません。

ですから、支援員の仕事としては、昔と違いまして、ただ遊ばせればいいとい
う問題ではなくて、子どもの受け入れ準備、打ち合わせ、記録作成、保護者との
連絡とか多岐にわたっております。ですから、もっと支援員さんが働きやすい
待遇にしていかなければならないのではないかと。実施主体である市は、それ
だけの責任があるのではないかと考えております。

運営指針によれば、支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態、健康
で意欲を持って就業できるよう労働環境の整備に努める必要があるとうたわれ
ております。朝倉市のこの条例を見ましたけど、このことについては載っていま
せんでしたが、運営指針に載っている以上は、支援員に対するそういった整備
と申しますか、意欲を持って就業できるような形態に持っていかなければなら
ないのではないかと考えております。

各学童保育所に専任、常勤、それから非常勤、非常勤といいますのは1日6時
間、そういった配置というものが必要になるのではないかと考えますがいかが
でしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） まず、第1点目の施設に関してでございます
が、議員おっしゃいますように、市のほうで放課後健全育成事業の設備運営に
関する基準を定めております。以前は国のガイドラインで実施しておりました
ものを、市の責任で条例に定めて学童を実施していくという、子育て支援新
制度が平成27年4月からスタートいたしました。それに基づいて条例化して
るところでございます。

設備に関しては、議員おっしゃいますように、子どもたちがかなりの時間、
そこで生活いたしますので、過ごしやすい環境をつくるのが大事というふう
には考えております。条例の中でも、子ども専用の居室面積が定められて
いたりしますので、条例に基づいて、

あるいは国の指針に基づいて整備をしていきたいというふうに考えております。

トイレ等についても、実際子どもの数に合った数字なのかというの、必要な数があるかというの、私どもと現場と話しながら、また整備が必要であればしていきたいと考えております。

それと、指導員の関係でございますが、平成27年4月の新支援制度がスタートいたしまして、条例を市のほうでつくっておりますということを先ほど申しましたが、支援員の関係についても、1支援単位当たり2人以上の放課後児童支援員を配置することが義務づけられております。しかも、支援員については、保育士あるいは社会福祉士等が、有資格者の者が県の研修を修了することで支援員の資格ができるということになりますので、一定の資質がある方というか、そういう研修を受けた方が指導員として子どもたちとかかわっていかれるということでございます。

それと、保険、待遇面でございますが、市のほうとしても、指定管理者の学童保育所の代表者会議を開いておりますので、その中で指導員の最低賃金について、あるいは先ほどおっしゃいました、労災保険は100%加入いたしておりますが、社会保険関係、雇用保険についても、該当する方であれば加入を指導していったところでございます。

ただ、雇用保険にしても、社会保険にしても、勤務形態とか、勤務時間等々、時間が対象になる方が、条件がありますので、そこらあたりも加入できないところもあるかもしれません。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 各学童を回りましたときに、後からまた申し上げますが、指定管理制度を導入しております、保護者会なりが運営をいたしております。しかし、保護者の方は忙しいから子どもを学童に預けてるのであって、実態は支援員の方がほとんど会計事務をなさっております。

それと、子どもが、先ほども言いますように、帰ってくる30分前に来ればよいという問題ではございません。わんぱくクラブさんなんかでは、専任の方がいらっしゃいまして、朝10時からちゃんと用意をして、夕方6時まで勤めてあります。私は各学童保育所、確かにわんぱくクラブさんは多い。多いところでは50名からの児童がいます。だけど、蜷城も11名、それから今から少なくなるともあると思います。20名以下、19名以下のところもかなりふえてくるかもしれません。

そういうところが、保護者から集めたお金だけでは、とても専任の先生を配置するという事は困難だと思います。ですから、私は、学童保育所を実施している主体として、市のほうで、少なくとも各学童保育所に1人は専任の支援員を置いていただきたい。午前10時から午後6時まで勤める支援員です。その方に会計なりを任せていただきたい。そういうふうに思っております。

それと、短い人では、各学童保育所でも違いますが、3時間半とか、4時間とか、制約

がございます。それを、幾ら非常勤であっても6時間という配置時間を確保してあげたいと思います。それには、市が少なくとも配置時間、時数の賃金に関しては補てんすると、そういうお約束で、単価は確かに国からはもらえないかもしれませんが、足りない分は何とか市で補てんして、子どもの安全安心、放課後の安全安心、子どもの生活の場である学童保育所というものの充実化を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 指導員の勤務時間の件、先に説明させていただきますが、十分子どもたちが来る前に準備する時間が必要でございますので、その時間は勤務時間の中に当然入っております。

それと、専任の方がということでございますが、学童の運営というのは保護者会のほうが指定管理者制度で受託をして、委託をしておりますので、当然運営は保護者会ということでお願いしてるところでございます。専任ということでございますが、今度の、去年の4月からの条例で資格が必要になっておりますので、有資格者で研修を受けた方というのが学童の指導員として当たられますので、専任ということに、いろんな働き方がありますので、例えば交代で常時2人以上、その資格を持ってある方が勤務されるということであれば、それが子どもたちにとって特段支障があるものではないかなというふうには考えております。

それと、運営費についても、これは国県補助、補助事業でございますので、当然市のほうも市の負担がございますので、それを支出して運営をお願いしてるところでございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） とにかく回りました支援員の話をお伺いしますと、長く勤めたいけれど、このくらいのお給料では勤められないという不満と申しますか、訴えが多ございました。それと、今92名とおっしゃいましたけど、大抵のわんぱくクラブさんを除いたほかは、四、五名から六、七名でローテーションで支援をしております。それで、どなたが代表者格なのかかわからない状態のところもございまして。

親は、働いているから預けているのであって、常時その事業所に顔を出すことはできない。つまり、支援員さんが全てのいろんな生活において責任を持たなければいけないわけです。そこには、たとえ小さな学童保育所であっても、きちんと責任者を置くべきだと私は考えております。

ですから、先ほどからも言いますが、今からそういった資格については、市のほうもちゃんと情報を出して、平成32年3月までには資格を取らせるような責任もあるでしょうから、全員の支援員の先生方には資格を取るよう指導をよろしく願いしておきます。

次に、指定管理者導入についてお尋ねいたします。

指定管理者法というんですか、2003年、平成15年、地方自治法改正に伴い生まれた制度

であり、委託していた施設を公営に戻すか、施設管理直営とするか決めることが義務づけられたと書いてありました。

この学童保育事業に指定管理者制度を取り入れた理由とか、メリットはわかりますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 議員おっしゃいますように、指定管理者制度というのは、平成15年の法改正で創設されたものでございますので、朝倉市においても、その時点で各施設の目的や運用形態により、指定管理者制度の導入が望ましい公共施設については順次移行してきた経過がございます。

平成20年に、公共施設の効果的、効率的な管理運営を定めた運営方針を策定いたしました。その中で学童保育所についても指定管理者が管理運営していくという方針を出しまして、現在もそれを継続、その考えで引き継いでるところでございます。

指定管理者に保護者会を委託してる理由については、この学童保育所が発足した当初から、全く補助金がないところからずっと立ち上げてスタートしてきた制度でございますが、保護者会がこれまで円滑に、かつ活動的な運営を続けてきた経過がございます。学童保育を受けている保護者、子どもたち、まず学童を利用している子どもの保護者の方が、学童保育所に関心を持って、子どもたちの触れ合いを大切にする今の体制は、児童の健全育成に大変必要不可欠だと考えております。安定性、また継続性が求められる子どもたちの施設でございますので、そういう考えに基づいて委託してるところでございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 国からの通達もありまして、指定管理制度を取り入れたのですが、お聞きしますと、ほとんどの方が指定管理者制度を導入してるということを知らないんですね。ですから、年に一度の代表者会なりがあつてるとは思いますが、そここのできちんと指定管理者制度を導入してるということは知らせておいてほしいと思います。

ところで、指定管理を受けますと、更新というのがございますが、学童保育事業における指定管理者制度の更新と申しますか、あるのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 各市町村で国の運営方針に基づきまして、学童保育所が適正に、そして円滑に事業運営されてるかどうかも定期的に確認して、必要な指導、助言を行っております。以上です。

済みません。大変聞き間違いをしておりました。方針というふうに聞こえてまして、更新でございますね。学童保育の場合、指定管理期間5年を設けております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 済みません、私も言い方が悪うございました。5年で一応更新があると聞きましたけれど、学童保育事業というのは、施設管理業務が目的ではなくて、

子どもたちの毎日の安全安心な生活を保障することが目的であって、その生活をつくることが仕事であると書いております。だから、施設の管理は行政が直営で行って、運営業務を父母会に委託すれば、指定管理者制度を導入しなくてもよかったのではないかと思います。

大牟田の例をとりますと、社会福祉協議会が手を挙げまして、この指定管理者になったのですが、とにかく利益がございません、この事業は。それで、お手上げになりまして、次に更新したときには、どっかの塾の経営者といいますか、そこが指定管理者になったそうです。そういうことがあっては絶対ならないことだろうと思っております。

ですから、指定管理者適用事業から除外できるかできないかは定かではありませんが、できないのであれば、条例によって、実績によって指定を行うという方法もあるとお聞きいたしますので、ぜひそういうふうな手続といいますか、していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 指定管理者制度というのは、当然施設の管理もでございますが、その施設の運営についても業務としてはございます。指定管理者については、条例に基づいて指定管理者にふさわしい方を、ふさわしい団体なりを選んで、選定して指定してるところでございます。きちっと条例に基づいたものでございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 条例を私また詳しく見たいと思いますけれど、随意契約といいますか、そういうふうな契約になされているかどうかについては調べていきたいと思っております。

全国で2万6,000カ所、児童ではもう100万を超えております。学校での生活は1年間で1,220時間、学童保育所を利用している子どもは、学童保育所での生活時間は1年間で何と1,680時間にもなるという結果が出ております。今からの保護者のいろんな就労とかによりまして、子どもの放課後の生活を安全に行えない保護者にとりまして、学童保育所の果たす役割というのは非常に大事なるものがあり、朝倉市においても、この学童保育事業というのはどんどん発展していくものと思っております。さらなる執行部のいろいろな拡充とか、支援員に対する支援をよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員の質問は終わりました。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後零時8分休憩